

令和4年度「しまねの木活用住宅」設計コンクール募集要領

1 趣旨

県産木材を積極的に使用し、木の良さを活かすための知恵や工夫が盛り込まれた「しまねの木活用住宅」を募集し、その優れた事例を広く県民に紹介することで、木材利用や木造建築に対する関心や理解を深めていくとともに、木造建築に関する知識や技術を相互に高め合うことを目的とします。

2 対象住宅

(1) 県産木材利用促進事業「県産木材建築利用促進事業」(※1)を活用したもので、以下の基準に適合する住宅です。

- ①「しまねの木」認定建築士(※2)が設計・監理したもの
- ②「しまねの木」認定工務店(※3)が施工したもの
- ③(一社)島根県木材協会が認証したしまねの木を使用していること
- ④建築に使用する木材には、県産木材を標準木材使用量の60%以上使用すること
- ⑤グループ製材工場から納材した木材を使用していること
- ⑥新築の一戸建て木造住宅であること
- ⑦令和2年4月1日から令和4年11月30日までに完成したもの

(※1) 県産木材を積極的に使用した木造住宅の建築に取り組んでいる「しまねの木」活用工務店(認定工務店)に対して、建築で使用した県産木材使用量に応じて補助金を交付する事業です。

(※2) 県産木材を積極的に使用した木造建築物を設計・監理する建築士に対して、島根県が認定をしたものです。

(※3) 県産木材を標準木材使用量の60%以上を使用し、県産木材を納材する製材工場等とグループ化を行った工務店に対して、島根県が認定をしたものです。

3 応募資格

「しまねの木」認定建築士が所属する建築設計事務所(建築士が属する工務店も含む)とします。

なお、あらかじめ建築主の了解を得て応募してください。

4 応募方法

所定の応募用紙(応募用紙は、県林業課ホームページからもダウンロードできます。)に必要事項を記載し、以下の書類を添えて(一社)島根県木材協会へメールまたは郵送してください。

なお、応募に係る費用は応募者負担とし、提出書類は返却いたしませんのでご了承ください。

① 応募用紙(様式1)

② 写真(様式2)

サービス版以上のサイズで、外部2カット、内部4カット程度とします。なお、写真については、データでの提出もして下さい。

③住宅の各階平面図、立面図

建築確認通知書等の図面のコピーを貼付してください。

④その他

特に、しまねの木の使用等について工夫した点が分かる資料・写真があれば貼付して下さい。

県林業課ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/ringyo/>

5 応募期間

令和4年8月15日～令和4年12月10日（土）（当日消印有効）

6 審査

（1）審査委員（順不同）

細田 智久（国立大学法人島根大学 総合理工学部建築デザイン学科教授）

田部 欽也（（一社）島根県木材協会専務理事）

曾根 浩二（（一社）島根県建築士会事務局長）

波多野 修（（一社）島根県住まいづくり協会専務理事）

佐伯 和夫（島根県土木部建築住宅課長）

錦織 誠（島根県農林水産部林業課木材振興室長）

（2）審査の方法

応募された作品について書類審査した後に、各賞を決定します。

（3）審査基準項目

以下の項目を基準にします。

①しまねの木を多く使用したもの

②居住性やデザイン性を高めるための工夫がされたもの

③居住者が木の良さや感触を味わえるための工夫がされたもの

④地場産の建材・住宅部品の使用を多くしたもの

⑤建築コストの削減、環境保全への貢献、木材の新たな用途への工夫がされたもの

⑥グループ製材工場と連携を図った木材調達を行ったもの

（4）表彰

表彰は、最優秀賞、優秀賞、奨励賞（賞状）とします。

7 審査の結果

本コンクールで表彰された建築物は、冊子等で紹介させていただくとともに、県ホームページに掲載させていただく予定です。

なお、紹介させていただく際は、建築設計事務所名は記載しますが、建築主の個人名は記載いたしません。

8 応募及び問い合わせ先

一般社団法人島根県木材協会

690-0866

島根県松江市母衣町5-5 林業会館3階

TEL:0852-21-3852、FAX:0852-26-7087

Email:info@shimane-mokuzai.jp

「しまねの木活用住宅」設計コンクール応募用紙（様式1）

建築設計事務所名 (応募者)	(認定番号)
住所	〒
連絡先	電話 () - FAX () -
応募作品の概要	
家のキャッチフレーズ	
建築場所	
施工期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
施工工務店	住所 名前 (認定番号)
建築面積	m ²
延べ面積	(1階 m ² / 2階 m ²)
竣工日	令和 年 月 日
工事費	千円 (土地代、外構工事は含まない)
標準木材使用量	m ³ (①)
県産木材使用量 (構造材、造作材等)	m ³ (②)
県産木材使用割合	% (②/①×100)
グループ製材工場	

